

Re: 「大規模第三者割当増資と監査役」議論の整理（一読段階）**一 基本的方向性**

上場会社が行う一定の「大規模第三者割当増資」について、一定の観点からの監査役の意見を求め、開示を求める方向で検討を行うこととしてはどうか。

二 二読とりまとめに向けての整理・検討事項

1 20%等の一定比率を超える増資に対して、株主/資本市場が果たしてどういった点で違和感を持っているのか¹。追加精査。

2 対象となる「大規模第三者割当増資」の範囲について

たたき台案 特定の第三者に、増資前発行済株式総数の[20%/30%/50%]を超える規模の第三者割当増資を行う場合

注 株式の発行のみならず新株予約権、CBの発行を含む。

注 上記1の点とも当然関連

3 監査役が意見を述べる観点

たたき台案(A案+α?) (1)法令・定款違反の事実が認められないこと+(2)「著しく不当な事実」（会社法382条参照）がないこと

例：①取締役会決議による発行の場合に有利発行に該当しないこと

②取締役会として新株発行を決めた過程・内容が経営判断の原則に則っていること

③新株発行の主たる目的が現経営陣の保身目的とは認められないこと

注 上記の観点からの監査意見の形成は、いずれも現行法の枠内で監査役として求められている職責であると考えられる。

¹ 近時いわゆる PIPES 案件等も増えているが、こうした実態について巻でどう評価されているか。健全な資

4 (監査役が意見を述べるとして) 実効性のある意見をどのように得るか

(1) 監査役の意見等を取引所の「開示事項」²とすることなども検討するという点でどうか。

- ・ 東京証券取引所を含めた関係各所と具体的に調整する。

(2) 開示内容の実効化のため、日本監査役協会等から一定の具体例を示すなど、監査役として善管注意義務・職責等をきちんと果たせるよう、実務向けのメッセージのあり方についても検討する。

5 その他の法的論点の検討

(1) 監査役が意見を述べることの効果

例 監査役から(適正意見でなくても)何らの意見の開示もない状況で強行された大規模増資についてどう考えるか

例 監査役の意見にはどういった法的責任を伴うのか

(2) 監査役会の意見(社外監査役の意見も受けることの重要性)+独任制のもと、意見が異なれば監査役個人の意見となるか

(3) その他

6 監査役が適正に意見を述べるために求められる人選、独立性、情報入手体制(業務執行者側と監査役側との情報伝達、社内監査役と社外監査役間の情報伝達等)その他の環境整備としてどういった事項があるか+それをいかに達成するのかの提言。

以上

金調達の妨げとならないことに配慮して、建て付けを検討する。

² 開示のない「提出」にとどまるのでは、株主が差止権等を行使するための情報提供として不十分ではないかという意見があった。